

保有個人情報利用停止請求書

令和 年 月 日

独立行政法人
駐留軍等労働者労務管理機構理事長 殿

(ふりがな)
氏 名：(法定代理人又は任意代理人にあってはその者の氏名)

住所又は居所：(法定代理人又は任意代理人にあってはその者の住所)
〒

TEL ()

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

(利用停止請求に係る保有個人情報が特定できるよう、利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日、開示決定通知の文書番号、請求する保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

2 利用停止請求の趣旨及び理由

(利用停止請求の趣旨は「〇〇の利用を停止せよ。」のように本請求においてどのような利用停止を求めているかについての結論を、理由にそれを裏付ける根拠を、できるだけ具体的に記載してください。)

3 本人確認等

1	利用停止請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
2	請求者確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 ()		
※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の写しに加えて、住民票の写しを添付してください。				
3	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所		
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()		
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状		

別記第 2 7 号様式（裏面）

<記載に当たっての注意事項>

1 「氏名」「住所又は居所」

あなたの氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により、利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入願います。

また、連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」

保有個人情報の開示の実施を受けた日等を記載してください。

なお、保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

- （１）開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第 2 7 条第 1 項）
- （２）法 2 2 条第 1 項の規定により事案が移送された場合において、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 1 条第 3 項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第 2 7 条第 2 項）
- （３）開示決定に係る保有個人情報であって、法第 2 5 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第 2 7 条第 3 号）

3 「利用停止請求の趣旨及び理由」

利用停止請求の趣旨は、本請求においてどのような利用停止を求めるか（保有個人情報の利用の停止を求めるのか、消去を求めるのか、提供の停止を求めるのか。）についての結論を、「〇〇の利用を停止せよ。」のように、できるだけ具体的に記載してください。

理由は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を、できるだけ具体的に記載してください。

4 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第 3 6 条第 3 項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から 9 0 日以内にしなければならないこととなっています。

5 本人確認書類等

（１）窓口来所による利用停止請求の場合

窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第 2 9 条において読み替えて準用する同令第 2 2 条（第 4 項及び第 5 項を除く。）に規定する運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

（２）送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して利用停止請求をする場合には、（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前 3 0 日以内に作成されたものに限り）を提出してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、資格確認書等を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

（３）代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前 3 0 日以内に作成されたものに限り）を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求する場合には、委任状（ただし、利用停止請求の前 3 0 日以内に作成されたものに限り）を提示し、又は提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前 3 0 日以内に作成されたものに限り）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提示し、又は提出してください。なお、委任状は、その複写物による提示又は提出は認められません。